

市有地（公共事業予定地）貸付要領

申込受付期間：令和８年８月３日から随時

対象物件

物件 番号	物件所在地	用途地域	地目 (現況)	地積	貸付価格 (契約保証金)
1	下松町6丁目 724 番 2 の一部 下松町6丁目 979 番 2 の一部	第一種低層 住居専用地域	雑種地	175 平方メートル	423,000 円／年 (105,800 円)
2	下松町6丁目 723 番 6	第一種低層 住居専用地域	雑種地	168.46 平方メートル	430,900 円／年 (107,800 円)
3	下松町6丁目 1155 番 3 下松町6丁目 1156 番 26 下松町6丁目 979 番 2 の一部	第一種低層 住居専用地域	雑種地	382 平方メートル	879,400 円／年 (219,900 円)

申込み・問い合わせ先
岸和田市役所
建設管理課 用地管理担当
TEL 072-423-9504 (直通)

目次

随時募集による市有財産貸付けの流れ・・・・・・・・・・1 ページ～2 ページ

1. 貸付物件の募集条件

- (1) 契約期間
- (2) 契約方法
- (3) 土地賃貸借料
- (4) 契約保証金
- (5) 土地利用に関する条件
- (6) 関係法令の遵守
- (7) 登記
- (8) 権利の譲渡等の禁止
- (9) 土地の管理
- (10) 原状回復
- (11) その他

2. 現地説明会・・・・・・・・・・2 ページ

3. 申込資格・・・・・・・・・・2 ページ～3 ページ

4. 市有地貸付申込み・・・・・・・・・・3 ページ

- (1) 申込期限
- (2) 申込みに必要な書類 ※提出された書類は返還しません。
- (3) 申込方法
- (4) 申込みに当たっての留意事項

5. 借受予定者の決定・・・・・・・・・・3 ページ～4 ページ

- (1) 借受予定者の決定
- (2) 借受予定者の権利
- (3) 土地利用計画

6. 賃貸借契約の締結等・・・・・・・・・・4 ページ

- (1) 契約保証金の納入
- (2) 賃貸借契約の締結
- (3) 借受予定者決定の取消し

7. その他・・・・・・・・・・4 ページ～5 ページ

- (1) 費用の負担
- (2) 本要領に定めのない事項
- (3) 敷地内工作物の取扱い
- (4) 土壌汚染調査等
- (5) 虚偽の記載をした場合の取扱い
- (6) 使用言語及び単位
- (7) 現地等の確認
- (8) 資料等の取扱い
- (9) 提出資料の取扱い
- (10) 著作権

【参考資料】

物件調書 【物件 1. 2. 3】・・・・・・・・・・6 ページ～18 ページ

位置図

地積測量図

現況写真

土地賃貸借契約書（案）	19 ページ～20 ページ
市有地借受申込書	21 ページ
誓約書	22 ページ
暴力団排除措置要綱	23～26 ページ
法人の概要	27 ページ
土地利用計画書	28 ページ
委任状	29 ページ

随時募集による市有財産貸付けの流れ

1. 申込用紙・貸付要領等配布	受付期間：令和8年8月3日（月）から 随時募集（各物件の貸付期限あり）
2. 現場確認	現場での説明はいたしません。物件調書・現場写真をご参考に各自で確認願います。
3. 申込み	受付期間：令和8年8月3日（月）から 随時募集
4. 借受予定者決定通知書の交付	貸付の可否を電話にて連絡し、借受予定者決定通知書を建設管理課にて交付いたします。（郵送での取扱いはしません）
5. 契約の締結（賃貸借料の納入）	原則として賃貸借契約後、市が発行する納付書により貸付年度の期間の賃貸借料を納入していただきます。（複数年の場合は各年）
6. 土地の引渡し	賃貸借契約締結後からを予定しています。

1. 貸付物件の募集条件

（1）契約期間

- ① 契約期間は契約締結の日から令和14年3月末までの希望する期間とします。
- ② 貸付に係る準備期間及び期間満了にともなう原状回復期間は、契約期間に含みません。

（2）契約方法

契約期間の2週間前までに土地賃貸借契約書を締結するものとします。

（3）土地賃貸借料

- ① 賃貸借料は、借受予定者が支払う年額賃貸借料とします。ただし、年度途中での貸付の場合、年額賃貸借料を日割りによって算定した額とします。なおそれにより算定した額に100円未満の端数があるときはその端数金額を100円とします。
- ② 賃貸借料は契約書記載の内容により発生します。土地利用開始前の工事期間中であっても賃貸借料は発生しますのでご注意ください。
- ③ 賃貸借料の支払いは、市が発行する納入通知書により指定する期日までに納入していただきます。
- ④ 賃貸借料は、岸和田市公有財産規則に基づく当該土地または近傍類地の固定資産税の課税標準額の改定にともない、岸和田市が算出した賃貸借料が契約年額を上回った場合は、岸和田市が算出した額に改定するものとします。

（4）契約保証金

契約保証金は賃貸借料（契約期間が1年未満の場合は年額相当額）の3カ月分とし、それにより算定した額に100円未満の端数があるときはその端数金額を100円とします。借受予定者は賃貸借契約の締結までに契約保証金の全額を納入するものとします。

（5）土地利用に関する条件

平面駐車場及び資材置場としての利用に限ります（建物の建築は認められませ

ん)。指定用途を変更することはできません。

以下の①から⑧に該当する土地利用形態及び使用方法是認めません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業、その他これらに類する土地利用、営業の形態。
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 5 項に規定する指定暴力団等の活動の用に使用するもの。
 - ③悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染等近隣環境を損なうおそれのあるもの。
 - ④政治的用途・宗教的用途への使用
 - ⑤社会的に非難を受けるおそれのあるもの。
 - ⑥公序良俗に反するもの。
 - ⑦法令に違反する用途に供するもの
 - ⑧その他市が不相当と認めるもの。
- (6) 関係法令の遵守
- 事業の実施にあたっては、内容に応じて関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守してください。
- (7) 登記
- 本件土地にかかる賃借権については、登記しないものとします。
- (8) 権利の譲渡等の禁止
- 借受人は、本件土地を譲渡、転貸することはできません。また、賃借権を担保に供することもできません。
- (9) 土地の管理
- 契約期間中、本件土地は借受人において、適正に管理していただきます。
- (10) 原状回復
- 借受人は、契約期間の満了、契約の解除、その他の理由により本契約が終了するときは、契約期間の満了日までに借受人の責任において、本件土地を原状に回復して、市に返還しなければなりません。なお、原状回復の程度等、契約期間満了に伴う取扱いについては、契約終了日の 1 年前から市と協議することとします。
- (11) その他
- ①契約締結後に、数量不足やその他の瑕疵があることを理由として、賃貸借料若しくは契約保証金の減免又は損害賠償の請求をすることはできません。
 - ②土地利用については、地域と円滑な関係が確保できるよう、責任をもって調整、対応してください。
 - ③貸付物件の使用に伴い、第三者からの苦情その他の紛争が生じたときは、自らの責任において処理解決にあたってください。
 - ④応募時における本市の申込審査は、建築物等の整備に関する関係法令等に係る適否について判断するものではありません。

2. 現地説明会

現場での説明はいたしません。物件調書・現場写真をご参考に各自で確認願います。

3. 申込資格

以下のアからオまでのいずれにも該当しない法人及び個人。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する資格制限に該当する者
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する事業を行う法人
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産開始手続きの申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）第 21 条の規定による再生

手続き開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てが行われている者

エ 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者

オ 国税、岸和田市税を滞納している者

4. 市有地借受申込み

市有地借受を申込みする場合、本要領に定めた書面による申込みが必要になります。

(1) 申込期限

令和 8 年 8 月 3 日（月）から随時募集（物件により期限有り）

(2) 申込みに必要な書類 ※提出された書類は返還しません。

市有地借受申込書	様式 1
誓約書	様式 2
印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）【法人の場合のみ】 印鑑登録証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）【個人の場合のみ】	発行様式
現在事項全部証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの）【法人の場合のみ】 住民票（発行後 3 ヶ月以内のもの）【個人の場合のみ】	発行様式
「法人税」「消費税」「地方消費税」の納税証明書（納税証明書その 3 の 3、発行後 3 カ月以内のもの）【法人の場合のみ】 「所得税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書（納税証明書その 3 の 2、発行後 3 カ月以内のもの）【個人の場合のみ】	発行様式
岸和田市税の完納証明書（岸和田市税が課税されていない場合は不要）	発行様式
法人の概要【法人の場合のみ】	様式 3
土地利用計画書	様式 4
委任状【委任される場合のみ】	様式 5

(3) 申込方法

下記の場所まで持参してください。なお、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までです。土日祝日及び平日の正午から午後 0 時 45 分までの間は受け付けておりません。

住所：岸和田市岸城町 7 番 1 号

岸和田市役所 建設部建設管理課（第 2 別館 2 階）に直接提出してください。

なお、岸和田市では、市有地貸付の対象者から暴力団及びその関係者を排除するため、申込者の情報を大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に照会し、申込参加資格の確認をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 申込に当たっての留意事項

① 賃貸借契約は申込書に記載された名義でしか行いません。

② 申込用紙の交付を受けた日から 2 週間以内にすべての必要書類の提出がない場合は申込み権利を失うものとします。

③ 申込みの内容の変更や取下げは、契約期間の 1 カ月前までに限って行うことができます。

④ 郵送・電話（FAX）による申込受付は行いません。

5. 借受予定者の決定

(1) 借受予定者の決定

借受予定者の決定は、申込順により、市が申込資料を審査し、契約資格「有り」とした者を有資格者として決定し、借受予定者決定通知書を交付します。

(2) 借受予定者の権利

この決定は、あくまで応募のあった物件の賃貸借について借受予定者が岸和田市と優先的に交渉する権利を得るものであり、法的に何らかの権利が発生するもの

ではありません。したがって、借受予定者としての権利を第三者に譲渡あるいは転貸することはできません

(3) 土地利用計画

土地利用計画については、この時点で決定したわけではありません。岸和田市の指導等により変更が生じることがあります。また、この決定は、借受予定者が提示した土地利用計画等が関係法令や要綱に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを意味するものではありません。

6. 賃貸借契約の締結等

(1) 契約保証金の納入

借受予定者は、契約保証金として賃貸借料（契約期間が1年未満の場合は年額相当額）の3カ月分に相当する金額を市が発行する納入通知書により契約締結までに納入していただきます。なお、この契約保証金については、その預託期間について利子はつけません。

(2) 賃貸借契約の締結

岸和田市と借受予定者との賃貸借契約は、別紙土地賃貸借契約書（案）により締結していただきます。

(3) 借受予定者決定の取消し

① 正当な理由がなく、契約期間の2週間前までに土地賃貸借契約を締結しないとき、また、関係行政機関との協議や地元調整が難航する等、契約の履行が確実でないと認められる場合は、予定者としての決定を取り消します。

② 借受予定者の決定から土地賃貸借契約までの間に、借受予定者の資金事情の変化等により契約の履行が確実でないと市が判断した場合、又は著しく社会的信用を損なうなどにより借受予定者としてふさわしくないと市が判断した場合には、借受予定者の決定を取消し、契約を締結しないことがあります。

7. その他

(1) 費用の負担

申込みに必要な費用は、申込者の負担とします。また、契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、借受予定者の負担になります。

(2) 本要領に定めのない事項

この要領に定めのない事項については、地方自治法、同施行令、岸和田市財務規則、岸和田市公有財産規則等の関係法令を遵守のうえ、甲乙協議の上定めるものとする。

(3) 敷地内工作物の取扱い

敷地内の工作物等の改修、撤去、維持管理等については、借受人が実施することとします。

(4) 土壤汚染調査等

土壤汚染及び地盤に関する調査は行っておりません。

(5) 虚偽の記載をした場合の取扱い

申込者が提出した申込書等に虚偽の記載がある場合には、応募を無効とします。

(6) 使用言語及び単位

本申込みに関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるところによるものとします。

(7) 現地等の確認

申込者は、申込書を提出する前に、必ず自らの責任において、現地及び必要な諸手続きについての調査確認を行ってください。

(8) 資料等の取扱い

市が配布及び公表する資料は、申込みに関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

(9) 提出資料の取扱い

提出された書類は返却いたしません。また、提出された書類は申込参加資格審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。

(10) 著作権

土地利用計画書及び添付書類の著作権は、申請者に帰属します。なお、土地利用計画書及び添付書類の中で第三者の著作権を使用する場合は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に認められた場合を除き、第三者の承諾を得てください。第三者の著作物の使用に関する責任は応募者に帰するものとします。

物件番号	1
------	---

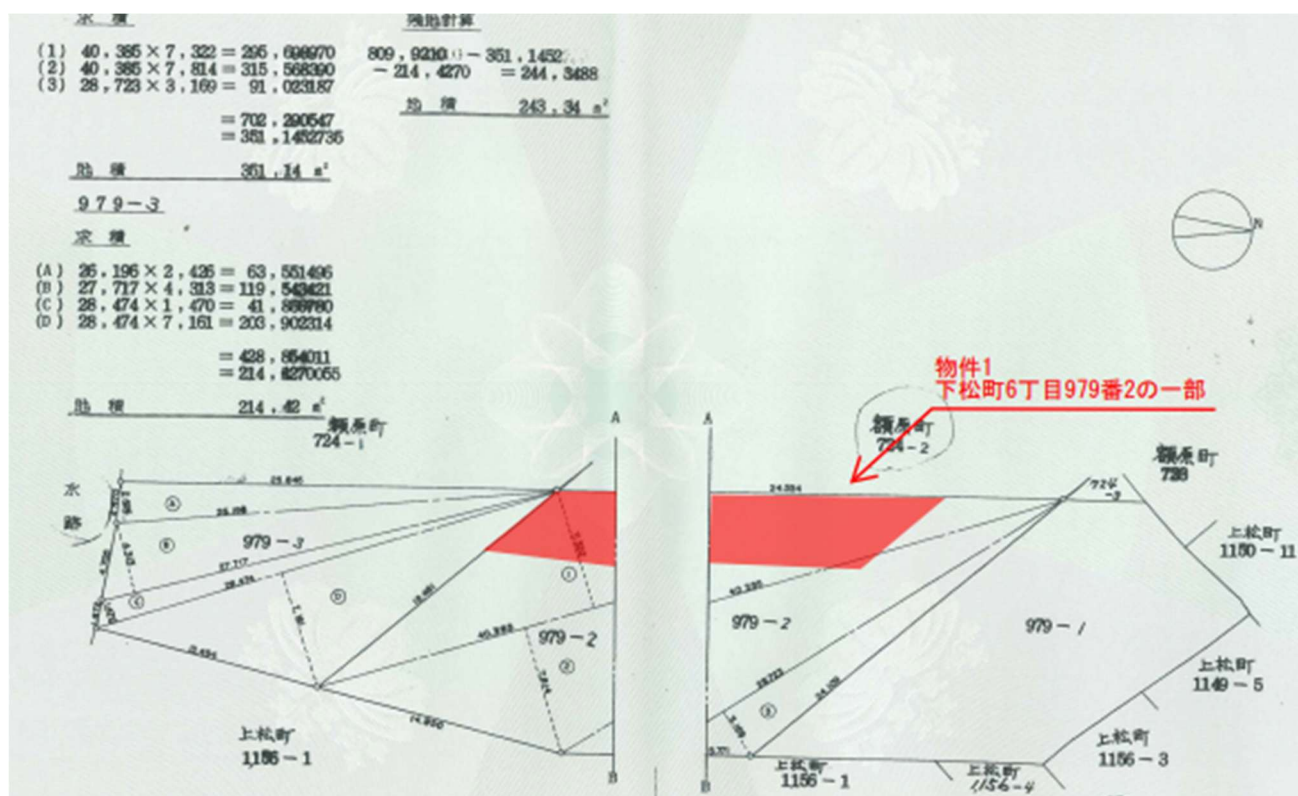
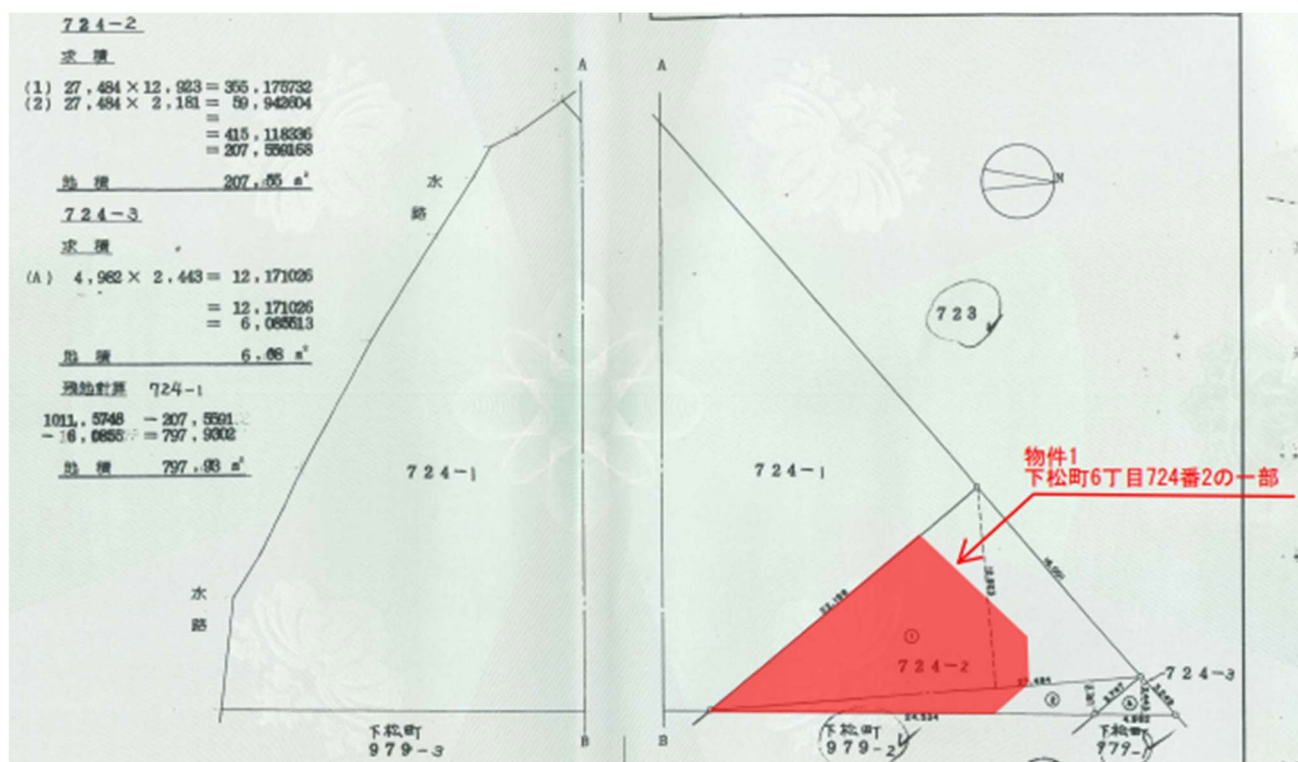
物件調書

所在地	下松町 6 丁目 724 番 2 の一部 下松町 6 丁目 979 番 2 の一部		貸付価格	423,000 円／年	
契約保証金		105,800 円			
地 積	175 m ²	現況地目	雑種地	形状	非整形
接面道路の状況		幅員 4 m（位置指定道路）			
法令 等 の 制限	都市計画区域		市 街 化 区 域		
	用途地域		第一種低層住居専用地域		
			高度地区第 1 種		
	建ぺい率		40%		
	容積率		80%		
	その他の法規制		都市計画法（大宮常盤線）、建築基準法、風致地区		
私道の負担等		無			
交通機関		鉄道	JR 下松駅から南東約 500m		
		その他			
供 給 処 理 施 設 の 状 況	利用可能な施設		配管等の状況		
	上水道	市営水道	－		
	電気	関西電力	－		
	ガス	大阪ガス	－		
	下水道	公共下水道	污水管 なし 雨水管 なし		
備考 （特記事項）		1．対象地への車両の出入りについては、岸和田市及び岸和田警察署と協議し、許可を得てください。なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は、全て借受人の負担となります。 2．雨水や汚水の排水が生ずる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、岸和田市と協議してください。 3．水道、電気、ガス、電話等を利用する場合は、各管理者と協議してください。なお、整備に要する費用は、全て使用者の負担となります。 4．土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。 5．対象地の実地調査等を行うため、岸和田市職員又は岸和田市の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、借受人の負担となります。 6．対象地は、令和 8 年 8 月 3 日現在借受人はありません。 7．現施設（ネットフェンス等）を改修し利用する場合は土地利用計画書に記載し、岸和田市と別途協議してください。			

位置図 物件 1



地積測量図 物件1



現況写真 物件 1 (対象地 : 175 m²)



物件番号	2
------	---

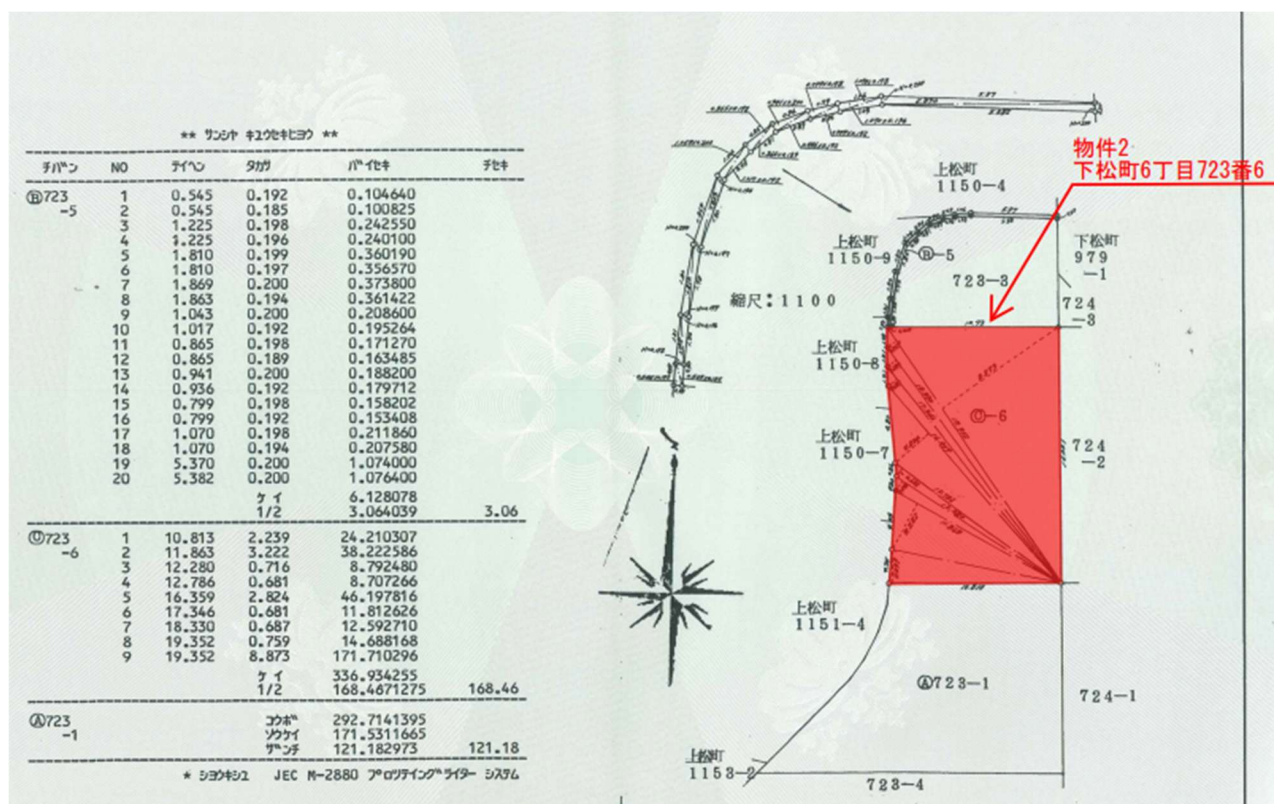
物件調書

所在地	下松町 6 丁目 723 番 6			貸付価格	430,900 円／年	
契約保証金			107,800 円			
地 積	168.46 m ²		現況地目	雑種地	形状	方形
接面道路の状況		南東側幅員 4 m（位置指定道路）				
法令等の制限	都市計画区域		市 街 化 区 域			
	用途地域		第一種低層住居専用地域			
			高度地区第 1 種			
	建ぺい率		40%			
	容積率		80%			
	その他の法規制		都市計画法（大宮常盤線）、建築基準法、風致地区			
私道の負担等		－				
交通機関		鉄道	JR 下松駅から南東約 490m			
		その他				
供給処理施設の状況	利用可能な施設		配管等の状況			
	上水道	市営水道	－			
	電気	関西電力	－			
	ガス	大阪ガス	－			
	下水道	公共下水道	汚水管	－		
			雨水管	－		
備考（特記事項）		1. 対象地への車両の出入りについては、岸和田市及び岸和田警察署と協議し、許可を得てください。なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は、全て借受人の負担となります。 2. 雨水や汚水の排水が生ずる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、岸和田市と協議してください。 3. 水道、電気、ガス、電話等を利用する場合は、各管理者と協議してください。なお、整備に要する費用は、全て使用者の負担となります。 4. 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。 5. 対象地の実地調査等を行うため、岸和田市職員又は岸和田市の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要の費用等については、借受人の負担となります。 6. 対象地は、令和 8 年 8 月 3 日現在借受人はありません。 7. 現施設（ネットフェンス等）を改修し利用する場合は土地利用計画書に記載し、岸和田市と別途協議してください。				

位置図 物件 2



地積測量図 物件 2



現況写真 物件2 (対象地：168.46 m²)



物件番号	3
------	---

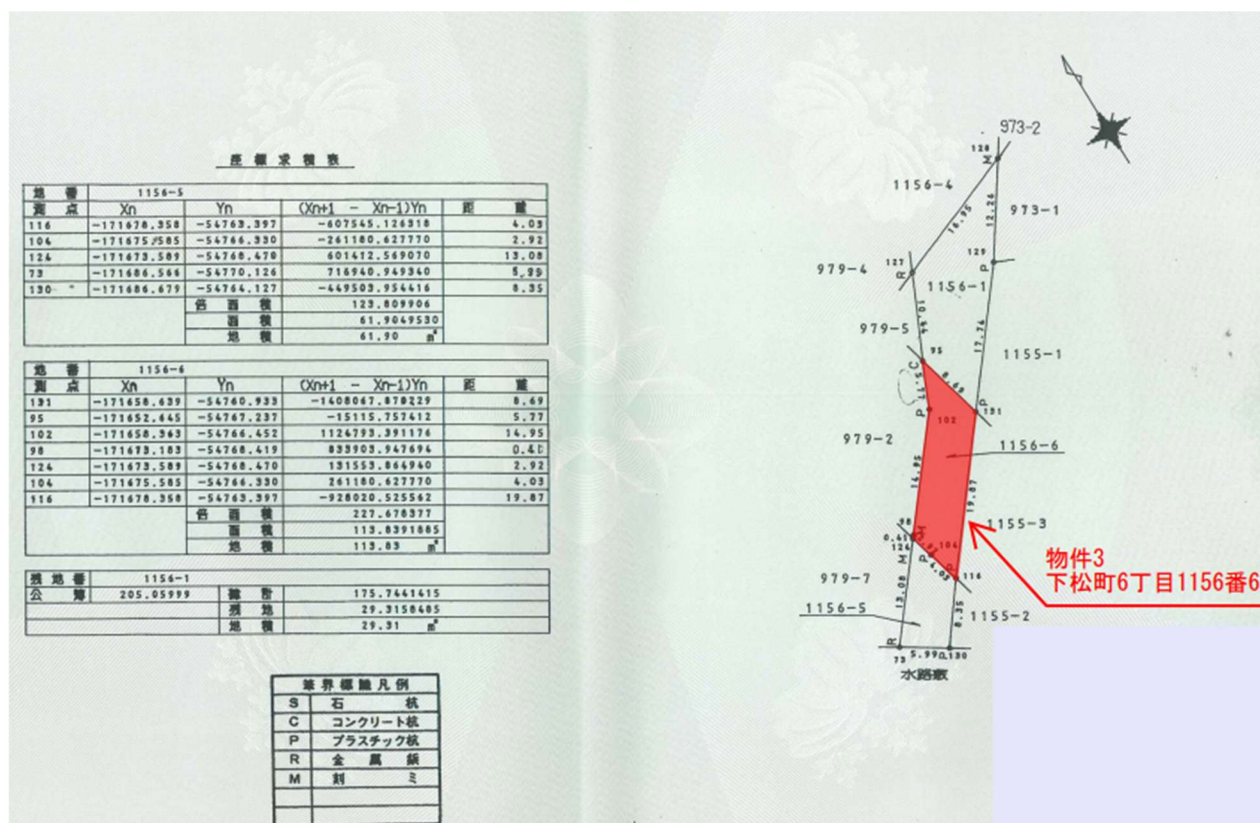
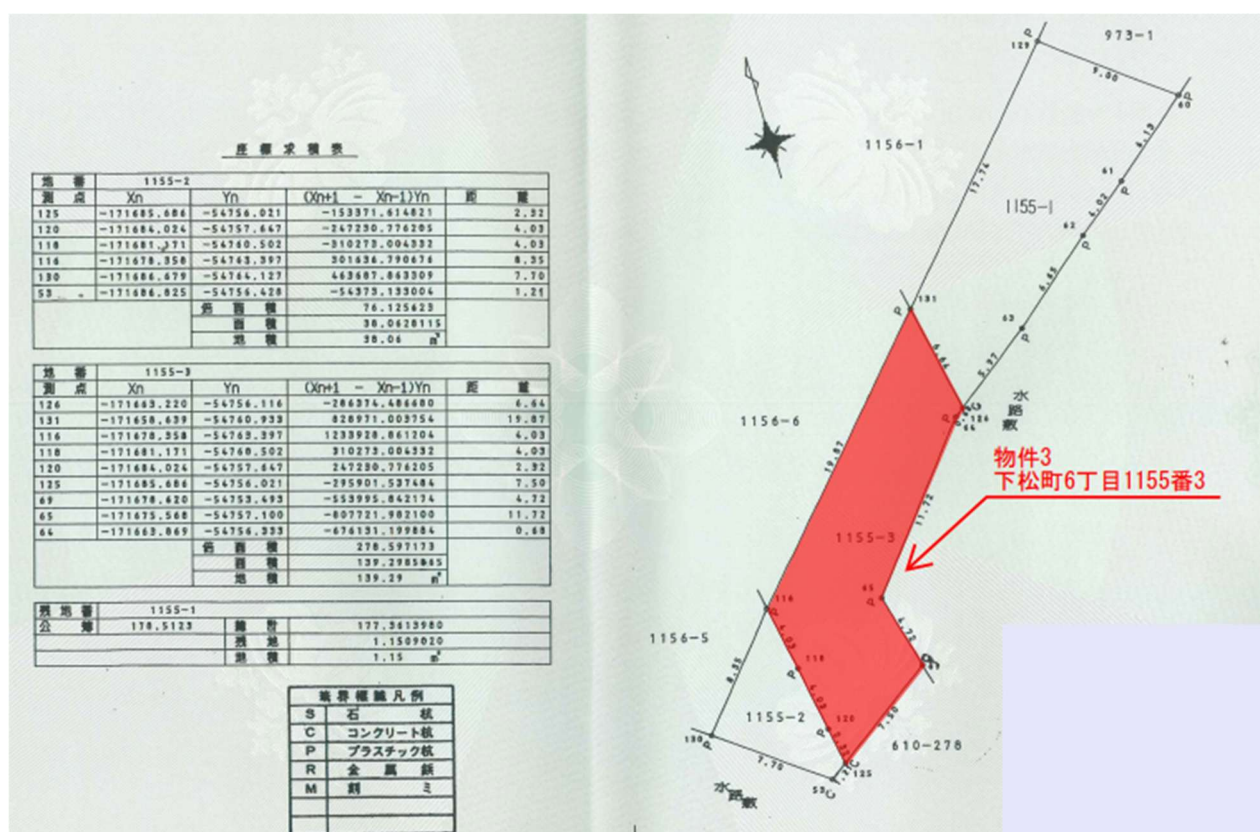
物件調書

所在地		下松町 6 丁目 1155 番 3 下松町 6 目 1156 番 26 下松町 6 丁目 979 番 2 の一部		貸付価格		879,400 円／年					
契約保証金			219,900 円								
地 積		382 m ²		現況地目		雑種地		形状		方形	
接面道路の状況			接道なし（下松町 6 丁目 979 番 2 を通じて、位置指定道路に 4 m 接道）								
法令 等 の 制 限	都市計画区域			市 街 化 区 域							
	用途地域			第一種低層住居専用地域							
				高度地区第 1 種							
	建ぺい率			40%							
	容積率			80%							
	その他の法規制			都市計画法（大宮常盤線）、建築基準法、風致地区							
私道の負担等			－								
交通機関			鉄道		JR 下松駅から南東約 500m						
			その他								
供 給 処 理 施 設 の 状 況	利用可能な施設			配管等の状況							
	上水道		市営水道		－						
	電気		関西電力		－						
	ガス		大阪ガス		－						
	下水道		公共下水道		汚水管		－				
				雨水管		－					
備考 （特記事項）				1．対象地への車両の出入りについては、岸和田市及び岸和田警察署と協議し、許可を得てください。なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は、全て借受人の負担となります。 2．雨水や汚水の排水が生ずる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水等の処理については、岸和田市と協議してください。 3．水道、電気、ガス、電話等を利用する場合は、各管理者と協議してください。なお、整備に要する費用は、全て使用者の負担となります。 4．土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て使用者において行ってください。 5．対象地の実地調査等を行うため、岸和田市職員又は岸和田市の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。上記の者による実地調査等で、対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要費用等については、借受人の負担となります。 6．対象地は、令和 8 年 8 月 3 日現在借受人はありません。 7．現施設（ネットフェンス等）を改修し利用する場合は土地利用計画書に記載し、岸和田市と別途協議してください。							

位置図 物件3



地積測量図 物件3



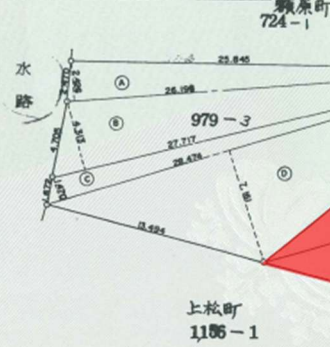
$(1) 40,385 \times 7,322 = 295,699,970$
 $(2) 40,385 \times 7,814 = 315,568,390$
 $(3) 28,723 \times 3,169 = 91,023,187$
 $= 702,290,547$
 $= 351,145,273.5$
 地積 $351,14 \text{ m}^2$

979-3

求積

$(A) 26,196 \times 2,426 = 63,551,496$
 $(B) 27,717 \times 4,313 = 119,543,421$
 $(C) 28,474 \times 1,470 = 41,856,780$
 $(D) 28,474 \times 7,161 = 203,902,314$
 $= 428,854,011$
 $= 214,427,005.5$

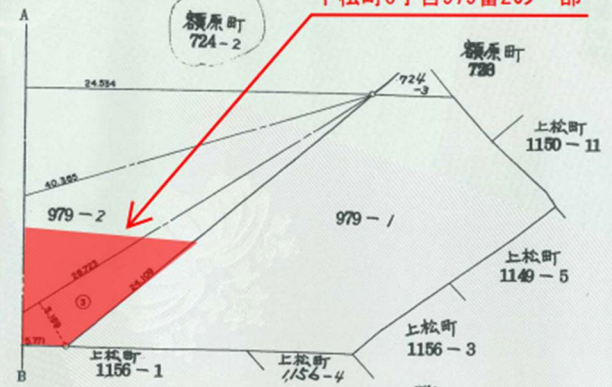
地積 $214,42 \text{ m}^2$



$809,9210(1) - 351,1452735$
 $= 214,4270$
 $= 244,3488$
 地積 $243,34 \text{ m}^2$



物件3
 下松町6丁目979番2の一部



現況写真 物件3 (対象地: 168.46 m²)



土地賃貸借契約書（案）

岸和田市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり市有地の賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を乙に賃貸し、乙は、これを賃借する。

所在地	区分	数量（㎡）	備考
岸和田市 町 番	土地	〇〇.〇〇	
岸和田市 町 番	土地	〇〇.〇〇	
合 計		〇〇.〇〇	

（契約期間等）

第2条 貸付物件の契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が貸付物件を公用又は公共用の用に供するため、必要が生じたときは、甲は、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

（契約保証金）

第3条 乙は、本契約締結までに、契約保証金として、金 〇〇〇円を甲に納入しなければならない。

2 前項により納入された契約保証金は、民法（明治29年法律第89号）第557条に定める手付金と解釈しない。

3 契約保証金は、契約が終了したときに、未払い賃貸借料等がある時はこれを控除して、本件土地の返還後、甲は乙に対して金利を付さず返還する。

（賃貸借料）

第4条 貸付物件の賃貸借料は年額につき、●●●円とする。ただし、近隣地の地代の変動その他経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

2 前項の場合において、契約期間の始期又は終期が年の中途に係るときは、当該年の賃貸借料の額は、日割計算により算出した額とする。なおそれにより算出した額に100円未満の端数があるときはその端数金額を100円とする。

（賃貸借料の支払い）

第5条 乙は、契約期間中の毎年度において、前条の賃貸借料を甲の発行する納入通知書により1年分を一括して指定期日までに、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（指定用途等）

第6条 平面駐車場及び資材置場としての利用に限定する。建物の建築は認められない。指定用途を変更することはできない。乙は、貸付物件を事前申込時に提出のあった土地利用計画書に記載又は添付した利用計画のとおり自ら使用しなければならない。

2 土地にかかる賃借権の登記はしないものとする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第7条 乙は、この契約により生ずる賃借権を第三者に譲渡し、又は貸付物件を転貸してはならないものとする。

（貸付物件の形質変更）

第8条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（貸付物件の維持補修）

第9条 甲は、第2条に定める契約期間中、乙が設置した工作物に対して維持補修の責めを負わない。

2 貸付物件に対して保存、利用、改良その他の行為をするための支出する経費は、すべて乙の負担とし、これによって貸付物件の価額が増加することがあっても乙は、その増加額について、何らの請求をすることができない。

(滅失等の届出等)

第 10 条 乙は、貸付物件が災害その他の事故により滅失し、又はき損したときは、直ちにその旨を甲に届け出て、甲の指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、貸付物件の滅失又はき損が、乙の責めに帰すべき理由によるものであるときは、乙は、貸付物件を速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(住所等の変更届)

第 11 条 乙は、氏名（名称）又は住所（所在地）を変更したときは、直ちにその旨を甲に届けなければならない。

(契約の解除)

第 12 条 第 2 条第 2 項に定める場合を除き、甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。

(1)貸付物件をその目的、用途に従って使用しないとき。

(2)賃貸借料を指定された期限内に納入しなかったとき。

(3)承認を受けずに貸付物件の現状を変更したとき。

(4)貸付物件の管理状態が良好でないと甲が認めるとき。

(5)前各号に定めるもののほか、この契約の条項に違反しているとき。

(返還)

第 13 条 乙は、契約期間が満了し、又はこの契約が解除されたときは、甲の指示に従い、乙の費用をもって貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復せずに返還することを認めたときは、この限りでない。

(費用の負担)

第 14 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第 15 条 甲は、岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 35 号以下「暴力団排除条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

2 乙は、第 1 項の規定により契約を解除された場合、第 3 条の契約保証金を違約金として甲に帰属させる。

3 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、第 3 条の契約保証金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(中途解約)

第 16 条 本契約期間中において、乙が本契約を解除する場合、第 3 条の契約保証金を違約金として甲に帰属させる。

(疑義等の決定)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岸和田市岸城町 7 番 1 号
岸和田市
岸和田市長 佐野 英利
(建設部建設管理課取扱い)

乙 ○○○

令和 年 月 日

岸和田市長 佐野 英利 様

住 所

名 称

代表者名

実印

市有地（岸和田市 町 番 他 筆）
借受申込書

市有地貸付要領及び契約条件をすべて了知のうえ、下記の書類添付のうえ申込みします。

記

- 1 誓約書
- 2 印鑑証明書及び現在事項全部証明書【法人の場合のみ】
- 3 印鑑登録証明書及び住民票【個人の場合のみ】
- 4 納税証明書・完納証明書
- 5 法人の概要【法人の場合のみ】
- 6 土地利用計画書
- 7 委任状【委任される場合のみ】

(物件の表示)： 市有地貸付【随時募集】(岸和田市 町 番 他 筆) 申込み

誓 約 書

私は、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例に基づき、不動産又は物品の売払い、貸付けから、暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、暴力団員又は岸和田市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者（以下「暴力団密接関係者」という。）のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、岸和田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が岸和田市から大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると岸和田市が大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は岸和田市の調査により判明した場合は、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例及び岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、岸和田市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 私は、当契約に関することについて、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、岸和田市長に報告し、所管警察署に届出します。

岸和田市長
令和 年 月 日

所 在 地
(フリガナ)
商号又は名称
(フリガナ)
代表者(受任者) 職氏名

生年月日

使用印
(契約書に押印する印鑑と同一印)
年 月 日生

岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市暴力団排除条例(平成25年条例第35号。以下「条例」という。)第7条から第9条までの規定に基づき、本市が発注する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。
- (2) 売払い等 条例第2条第6号に規定する売払い等をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。
- (6) 有資格者 入札参加の資格を有する者をいう。
- (7) 役員等 次に掲げる者(アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。)をいう。

ア 事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (8) 下請負人等 条例第7条各号に規定する者をいう。

(入札等除外措置等)

第3条 市長は、有資格者が別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、条例第8条の規定に基づき、それぞれ同表右欄に定める期間、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から排除する措置(以下「入札等除外措置」という。)を行うものとする。

2 前項の規定は、入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者(以下「登録取下げ者」という。)についても適用する。この場合において、別表各号の規定の適用については、「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者(以下「入札等除外者」という。)について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間を経過し、かつ、当該入札等除外者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表左欄に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないと判断しうるときは、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において市長は、別表左欄に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

- (1) 別表左欄第1号の措置要件に該当する場合 入札等除外措置を行った日から2年
- (2) 別表左欄第2号から第5号までの措置要件に該当する場合 入札等除外措置を行った日から1年

4 市長は、第1項又は第2項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表左欄に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名、入札等除外事由、入札等除外期間その他必要な事項を公表するものとする。

(注意喚起)

第4条 市長は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると判断しうるときは、有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置を採るべきことを注意喚起するものとする。

(入札参加資格審査における排除)

第5条 市長は、入札参加資格審査に際し、次の各号に掲げる者（以下「入札等除外者等」という。）の登録を認めないものとする。

(1) 入札等除外者

(2) 前号に掲げる者を除き、大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者

(一般競争入札からの排除)

第6条 市長は、条例第8条第1項第2号の規定に基づき、一般競争入札を実施する場合は、入札等除外者等の入札参加を認めないものとする。

2 市長は、一般競争入札を実施する場合において、入札参加を認めた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、条例第8条第1項第5号の規定に基づき、その者の当該入札の参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項の規定に定める措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わなかったときは、当該入札等除外者等に通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、条例第8条第1項第2号の規定に基づき、指名競争入札を実施する場合は、入札等除外者等を指名しないものとする。

2 市長は、指名競争入札を実施する場合において、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等除外措置を受けたときは、条例第8条第1項第5号の規定に基づき、その指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 市長は、前項の規定により指名を取り消し、又は契約の締結を行わなかったときは、当該入札等除外者等に通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、条例第8条第1項第5号の規定に基づき、入札等除外者等を随意契約の相手方としないものとする。ただし、入札等除外者等の所有する土地を本市の事業用地として買収する必要がある場合等、契約の目的及び内容から市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(下請負等からの排除及び下請契約の解除等)

第9条 市長は、条例第7条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方が入札等除外者等を下請負人等とすることを認めないものとする。

2 市長は、公共工事等において入札等除外者等を下請負人等としてしていると認めるときは、条例第8条第1項第7号の規定に基づき、当該契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、当該契約の相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、当該契約の相手方との当該公共工事等の契約を解除するものとする。

(共同企業体に対する措置)

第10条 第6条から前条までの規定は、入札等除外者等を構成員とする共同企業体についても適用する。

(契約の解除)

第11条 市長は、条例第8条第1項第6号又は第7号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり、当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

(誓約書の徴収等)

第12条 市長は、次に掲げる者に対し、条例第8条第2項の規定に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（以下「誓約書」という。）を提出するよう求めるものとする。

- (1) 本市の入札参加資格審査申請を行う者
 - (2) 公共工事等の契約の相手方及びその下請負人等（前号に掲げる者を除く。）
 - (3) 売払い等の契約の相手方
- 2 市長は、前項に規定する誓約書を提出した公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）又はその下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等除外措置を行う場合を除く。）は、当該誓約書違反者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名、違反の内容その他必要な事項を次の各号に定める期間、公表するものとする。
- (1) 暴力団員又は役員等のうちに暴力団員が含まれる事業者該当すると認められる場合 当該認定をした日から2年
 - (2) 暴力団密接関係者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日から1年
- 3 市長は、契約相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。
（指定管理者等への協力要請）
- 第13条 市長は、第3条の規定により入札等除外措置を行ったときは、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者及び本市が出資する法人等に対して、本要綱の例により必要な措置を行うよう求めるものとする。
（不当介入に対する対応）
- 第14条 市長は、契約相手方及び下請負人等が公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、条例第9条第2項の規定に基づき、速やかに本市へ報告することを求めるとともに、警察への届出を行うよう指導するものとする。
（関係機関との連携）
- 第15条 市長は、本要綱の運用にあたっては、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。
（関係部課等の長からの意見の聴取）
- 第16条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札等除外措置、同条第3項の規定による入札等除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起又は第12条第2項の規定による誓約書違反の公表を行うに際し、必要があると認めるときは、当該措置等又は公表に係る関係部課等の長から意見の聴取を行うものとする。
（入札等除外措置の通知等）
- 第17条 市長は、第3条第1項若しくは第2項の規定による入札等除外措置、同条第3項の規定による入札等除外措置の解除、第4条の規定による注意喚起又は第12条第2項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。
（その他）
- 第18条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。
（岸和田市建設工事暴力団対策措置要綱の廃止）
- 2 岸和田市建設工事暴力団対策措置要綱（平成6年制定）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この要綱の施行の日前に岸和田市建設工事暴力団対策措置要綱による指名除外を受けている有資格業者は、この要綱の規定による入札等除外者とみなす。

別表（第3条関係）

措置要件	期間
1 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。	当該認定をした日から2年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 有資格者又は有資格者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3 有資格者又は有資格者の役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	
5 有資格者又は有資格者の役員等が、下請契約等、資材、原材料等の購入契約その他契約をするに際し、その契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定のいずれかに該当するものである旨を認識しながら、当該契約を締結したと認められるとき。	

様式 3

法人の概要

1	名称						
2	本社事務所 及び本業務を 主として担当 する事業所の 所在地	本社事務所 〒					
		TEL			FAX		
		事業所 〒					
		TEL			FAX		
		実務担当者	役職・氏名				
			TEL				
E-mail							
3	会社概要	事業内容					
		資本金 (円)		会社設立 (年)		従業員数 (人)	
4	事業の概要						

土地利用計画書

令和 年 月 日

岸和田市長 佐野 英利 様

住 所

名 称

代表者名

実印

下記のとおり土地利用計画書を提出します。

1. 借受希望期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

2. 土地利用計画

（1）用途

（2）施設概要

① 種類

② 構造

③配置（図面を添付してください。）

3. 建設等の予定時期

（1）建設着工時期 令和 年 月 日

（2）建設完成時期 令和 年 月 日

（3）土地利用開始時期 令和 年 月 日

4. 添付書類

○工作物等配置図面（任意様式）

○事業収支を記載した経営計画書等（任意様式）

○土地利用スケジュール（任意様式）

○パンフレット等関連説明資料（任意様式）

委 任 状

令和 年 月 日

私は、市有地（岸和田市 町 番 他筆）借受を申込むにあたり、下記のとおり
代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

市有地貸付（岸和田市 町 番 他筆）随時募集の申込みに関する一切の権限

2 代 理 人

住 所

氏 名

代理人使用印

申込者

住 所

氏 名

実印

岸和田市長 佐野 英利 様